

大垣市教育振興基本方針の策定について

1. 策定趣旨

平成18年12月に教育基本法が改正され、新しい時代の教育理念が明示されたと共に、教育基本法第17条2項の規定に基づいて、地方公共団体には、地域の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定された。

国においては、平成20年7月に「教育立国」を目指した「教育振興基本計画」が閣議決定され、岐阜県においては、平成20年12月に今後の岐阜県教育が目指すべき基本的方向性を明らかにした基本理念・基本目標などが「岐阜県教育ビジョン」として策定された。

そこで、市では国や県の動向を踏まえ、教育に関する基本的な目標等を示し、大垣の地域性、独自性を持たせながら、今後10年先を見据えた大垣市教育のあるべき姿と教育行政を進めるための「大垣市教育振興基本方針」を策定するもの。

2. 位置づけ

「大垣市第五次総合計画」を上位計画とする教育分野の総合的な計画とし、今後策定する教育委員会各分野の振興計画との整合性を図りながら、各分野の連携を重視した、より具体的な目標などを示すもの。

教育基本法第17条に基づいて策定する大垣市の教育振興基本計画

3. 策定方法

学識経験者、学校教育・社会教育・青少年育成・体育振興・文化振興・図書館関係者、市民委員（公募）で策定委員会を組織する。

施策の立案や実施におけるプロセスの透明性を確保するとともに、幅広い意見を得るため、教育に関する市民アンケート調査、パブリックコメントを実施する。